

集合納税方式から単税方式への変更について（案）

市税の納付方法には、固定資産税、住民税、国民健康保険税、軽自動車税を税目別に納税義務者に通知、徴収する全国標準の単税方式と4税まとめて納税義務者へ通知、徴収する集合納税方式があり、南砺市では集合納税方式を採用しています。

マイナンバー法の制定により、より公平な社会保障制度の基盤となる社会保障・税番号制度（マイナンバー制）が導入され、全国的に住基・税務・社会保障関係のシステム改修が行われることになりました。市税の納付方法は固定資産税や住民税などを税目別に納税義務者に通知、徴収する全国標準方式が全国のほとんどの自治体で採用されており、今回の税務システムの改修は全国標準方式をベースに改修作業が進められています。

マイナンバー制による税務システムの改修は平成27年度に行われ、集合納税方式を採用している当市の場合、独自に大幅なシステム改修が必要となります。

また、厚生労働省の社会保障審議会において審議されている国民健康保険者の平成29年度都道府県広域化の動きがあり、当市の集合納税のシステムにも何らかの影響が懸念されます。

このように税を取り巻く環境は大きく変化しており、市の基幹システムの更新時期が5年ごとで平成28年度となるため、平成28年4月からこれまでの集合納税方式を廃止し、市税の納期限を地方税法に基づく全国標準方式（単税方式）への変更が必要となっています。

また、この変更に伴いコンビニ納付も検討し、市民の皆様の納めやすさ、そして市外の納税義務者の利便性の向上にも対処したいと考えます。

なお、この改正は納付方法の変更であり、新たな税負担をお願いするものではありません。

具体的な改正内容

- ①課税明細書、納税通知書を税目別に送付。納付書（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税）を最初の納期月に一年分をまとめて送付する
- ②税目毎にそれぞれ別々の口座から口座振替することも可能となる
- ③施行日 平成28年4月1日
平成28年度において最初にお届けする納税通知書は4月に固定資産税であり、その後は5月に軽自動車税、6月に市・県民税、7月に国民健康保険税を送付する
- ④税目別徴収方式に改めるとともに、それぞれの納期を地方税法に定める納期に変更する

1 【これまでの納め方】 従来の集合納税方式

【参考】平成26年度 南砺市税の納期限一覧

納付月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期 別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	6月30日	7月31日	8月1日	9月30日	10月31日	11月1日	12月25日	1月2日	2月2日	3月31日
税 別	(月)	(木)	(月)	(火)	(金)	(月)	(木)	(月)	(月)	(火)
市県民税	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
固定資産税	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
軽自動車税	①									
国民健康保険税		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	

*集合納税により、納付額は各税目の月合計額になります。

2 【平成28年度からの納め方】 今後の全国標準方式（単税方式）（計画案）

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市県民税 4期			1期		2期		3期			4期	
固定資産税 4期	1期			2期					3期		4期
軽自動車税 1期		1期									
国民健康保険税 8期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

◆国民健康保険税は変更なく従来どおりです。

◇軽自動車税は5月に1回納付です。

3 年次スケジュール

- ・H26 議会説明・地域審議会等説明～～変更の聴取
- ・H27.3 3月議会 市税条例等の改正 ・H27.4 ～ システム変更